



**問2** 非常電源専用受電設備の設置位置について。

**答2**

|                     |                    | 変圧器 | 告示適合<br>キュービクル | 一般<br>キュービクル | 一般配電盤 |
|---------------------|--------------------|-----|----------------|--------------|-------|
| 専用不燃区画              |                    | ○   | ○              | ○            | ○     |
| 不燃材で区画された<br>変電設備室等 |                    | 注1  | ○              | 注1           | 注1    |
| 建築物<br>の<br>屋<br>上  | 主要構造部<br>を<br>耐火構造 | 注2  | ○              | 注2           | 注2    |
|                     | 上記以外               | ×   | ○              | ×            | ×     |
| 屋外                  |                    | 注2  | ○              | 注2           | 注2    |

○は設置可 ×は設置不可 注は、下記条件に適合している場合は設置可。

※注1

耐火構造の床又は壁で区画され、開口部には特定防火設備若しくは防火設備が設けられており、他の電気設備からの延焼危険が小さいと認められる場合。

※注2

- ①隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の距離を有する場合。
- ②当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材で造られ、かつ、当該建築物の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合。  
上記①②のいずれかに適合する場合。

**問3** 非常電源受電設備の設置が必要な防火対象物に、配電盤等で1種又は2種耐熱盤、キュービクル式で告示適合品と同等品を設置してもよいか。

**答3** 同等品と証明できれば可とする。

ただし消防設備等特例願出書を提出すること。（認定品と性能の比較ができる書類を添付すること。）

問4 非常電源専用受電設備の非常電源回路に電力量計を設けることは可能か。

答4 電力量計は耐熱機器（認定品）がないため、火災の影響を受けるおそれのない場所（問2※注2を除く）に設けること。

ただし、下記のとおり措置された収納箱に電力量計を収納する等、耐熱保護を講じる場合はこの限りでない。

ア 板厚 1.6mm 以上の鋼板製のものとすること。

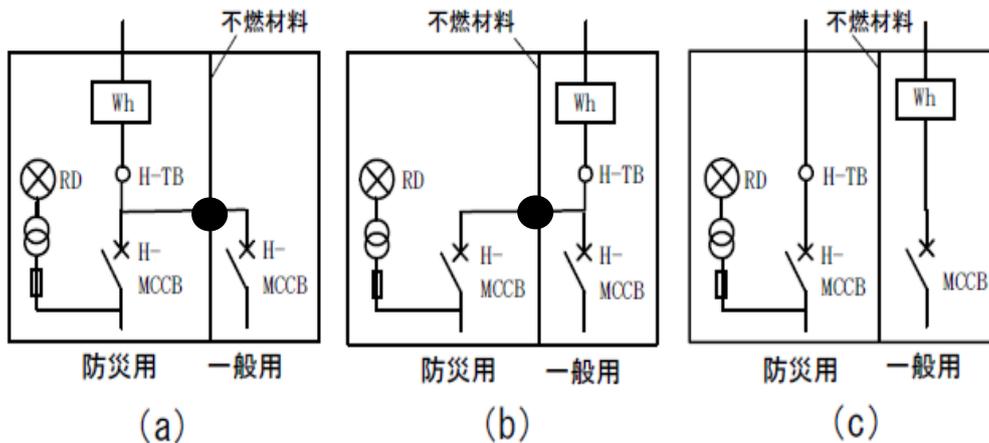
イ 非常電源回路内に設ける電力量計と他の電力量計との間を板厚 1.6mm 以上の隔壁(セパレーター)で区画すること。

隔壁を貫通する場合は、耐火パテ等不燃材料で処理すること。

ウ 前面にガラスを設ける場合は網入りガラスとすること。

下図の(a)及び(b)は消防設備等特例願出書を提出すること。

(c)は認定品となるため消防設備等特例願出書の提出は不要。



凡例

Wh 電力量計  
MCCB 配線用遮断器  
TB 端子台  
RD 赤色屋外灯

 電流源  
 ヒューズ  
 耐火パテ等